

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

短期雇用職員取扱要綱

令和 7 年 4 月 1 日
事務総長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団就業規程（以下「就業規程」という。）第 47 条に定める短期雇用職員（以下「職員」という。）の勤務条件に関し、必要な事項を定めることにより、その人事管理の適切な運営を図ることを目的とする。

(法令等との関係)

第 2 条 この要綱に定めるもののほか、職員の就業に関する事項については、就業規程、労働基準法その他の法令の定めによる。

(適用の範囲)

第 3 条 この要綱は、就業規程第 47 条に定める職員に適用する。

(休暇)

第 4 条 休暇は年次有給休暇及び特別休暇とする。

(年次有給休暇)

- 第 5 条 職員に付与する年次有給休暇は、在職する期間に応じて別表第 1 に定めるとおりとする。
- 雇用契約が更新された場合において、雇用開始時に付与した年次有給休暇の日数のうち、使用しなかった日数がある場合は、雇用開始時に付与した日数を限度として、更新後の期間に繰り越すことができる。ただし、雇用更新前における勤務実績（勤務日の総数に対する勤務した日数の割合）が 8 割に満たない職員についてはこの限りではない。
 - 年次有給休暇は、一日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認めるときは、半日単位として与えることができ、また、労働者代表との書面による協定により、契約期間内において五日の範囲内（付与される年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で一時間を単位として与えることができる。
 - 事務総長は、年次有給休暇を職員があらかじめ請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合は、他の時季にこれを与えることができる。
 - 労働基準法第 39 条第 1 項から第 3 項に基づき年次有給休暇（同条に定める付与日数を超えて付与される年次有給休暇は含まれない。）（以下「法定年次有給休暇」という。）を 10 日以上付与された職員に対しては、当該職員の有する法定年次有給休暇日数のうち 5 日について、当法人が当該職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させるものとする。ただし、当該職員が第 4 項の規定により法定年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を当該 5 日から控除するものとする。

(特別休暇)

- 第 6 条 特別休暇は、別表第 2 に定めるとおりとする。
- 特別休暇の期間は、無給とする。ただし、リフレッシュ休暇及び慶弔休暇は、有給とする。
 - 前 2 項に定めのない事項については、必要に応じて、別途雇用契約書において定めることができる。

(休暇の手続)

第 7 条 職員は、休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の用紙又は当法人の指定する勤

怠管理に係るシステム（以下「勤怠管理システム」という。）に所要事項を記入又は入力し、所属長の承認を受けなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかったときには、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 所属長は、特別休暇に関し、その事由を確認する必要があると認める場合には、証明書類の提出を求めることができる。

3 職員は、休暇が連続3日以上にわたるときには、あらかじめ連絡先を届け出なければならない。

（特別休暇の承認）

第8条 所属長は、特別休暇の請求について、第6条に該当すると認める場合は、これを承認しなければならない。ただし、業務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成できると認められる場合は、この限りでない。

（休職）

第9条 職員が次の各号の一つに該当するときは、休職とすることができる。

- 一 当法人の都合によって必要と認めたとき
- 二 傷痕疾病によって療養を要するとき
- 三 就業規程第18条第1号により就業を禁止された者で、休職を必要と認めたとき
- 四 刑事事件に関し起訴されたとき

（休職の期間）

第10条 前条による休職の期間は、当該各号のカッコ内に定める日数とする。

- 一 前条第一号の場合（必要な期間）
- 二 前条第二号の場合（3ヶ月以内）
- 三 前条第三号及び第四号の場合（必要な期間）

（復職）

第11条 休職の事由が消滅したときは、原則として休職となった当時の職務に復職させる。

2 第9条第二号の休職の場合、職員は、復職が可能であることを証明する医師の診断書を提出するとともに、当法人の指示に従って、指定する医師の診断を受けなければならない。

3 復職後、同一又は類似の傷病で欠勤を繰り返すときは、前の休職期間の残余期間を限度として休職を命じる場合がある。

（休職者の給与）

第12条 休職中は、給与を支給しない。

（委任）

第13条 この要綱に定めのない事項については、事務総長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

在職する期間	6 月	5 月	4 月	3 月	2 月	1 月
付与日数	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

別表第 2

名称	区分	事由		休暇の期間・時間帯	
リフレッシュ休暇	有給	職員が心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められるとき		別表第3の通り	
慶弔休暇	有給	結婚する場合若しくはパートナーシップ関係となる場合		3日	
		親族が死亡したとき	配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方（婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）	5日	
			血族	父母	3日
				子	3日
				祖父母	1日
				孫	1日
				兄弟姉妹	1日
				伯（叔）父又は伯（叔）母	1日
			姻族	父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方、又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母	1日（職員と生計を一にしている配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母の場合は3日）
				子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方	1日
				配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母、又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の伯（叔）父・伯（叔）母	1日
				兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方、又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	1日
公民権行使等休暇	有給	選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務を執行するとき		その都度必要と認める時間又は日数	

産前休暇	無給	本人が出産するとき	6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間） 以内に出産予定の職員が請求した場合、出産日までの期間
産後休暇	無給	本人が出産したとき	産後 8 週間を経過するまでの期間
母子保健健診休暇	無給	妊娠中の、又は出産後 1 年を経過しない女性の職員が母子健康法の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるとき	妊娠中に 9 回及び出産後に 1 回又は妊娠中に 10 回の範囲内で必要と認められる時間。ただし、医師、助産師又は保健師の特別の指示があったときは、当該必要な回数を承認する。
育児時間	無給	生後 1 年に達しない生児を育てる女性の職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき	1 日 2 回それぞれ 30 分間。又は、1 日 1 回 1 時間
子どもの看護等休暇	無給	小学校第 3 学年修了までの子を養育する職員が、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするため、当該子に予防接種や健康診断を受けさせるため、感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話をするため、又は当該子の入園（入学）式、卒園式に参加するとき ※詳細は「当法人育児・介護休業規程」第 5 章に定めるところとする。	在職する期間において日を単位として 5 日以内 ただし、職務に支障がないときは、1 時間を単位として承認することができる。また、養育する子が複数いる場合には、10 日以内で必要と認められる期間を取得できるものとする。
生理休暇	無給	生理日に出勤することが著しく困難なとき	請求日
介護休暇	無給	要介護状態にある家族の介護その他の世話をする場合 ※詳細は「当法人育児・介護休業規程」第 6 章に定めるところとする。	在職する期間において、一日を単位として 5 日以内（要介護者が複数の場合は 10 日以内） ただし、職務に支障がないときは、1 時間を単位として承認することができる。 申請に当たっては、休暇の申請と合わせて要介護者の氏名、職員との続柄及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類を提出する。

（※）パートナーシップ関係とは、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると東京都知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にしていることをいう。

別表第 3

在職する期間	6 月	5 月	4 月	3 月	2 月	1 月
付与日数	3 日	2 日	2 日	1 日	1 日	0 日